

2. 矢部川の現状と課題

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

2.1.1 洪水対策

矢部川水系では、昭和 45 年より直轄事業として河川整備を行ってきましたが、平成 26 年度末時点での国管理区間における計画堤防断面の割合は約 65%となっており、特に矢部川下流部浦島橋付近右岸や矢部川中流部船小屋温泉大橋付近右岸等では、堤防高さ・幅が不足していることから堤防の嵩上げ・拡幅等の必要があります。

表 2.1.1 矢部川の国管理区間※1 における堤防整備状況（平成 27 年 3 月現在）

水系名	計画堤防断面※2 (km)	今後整備が 必要な区間※3 (km)	合計※4 (km)
矢部川	26.8 (65.4%)	14.2 (34.6%)	41.2

※1：一級河川には、国土交通大臣が管理する区間と都道府県知事が管理する区間があります。このうち国土交通大臣が管理する区間を「国管理区間」といいます。
※2：附図に示す標準的な堤防の断面形状を満足している区間。
※3：附図に示す標準的な堤防の断面形状に対して高さまたは幅が不足している区間。
※4：四捨五入の関係で、合計と一致しない場合がある。

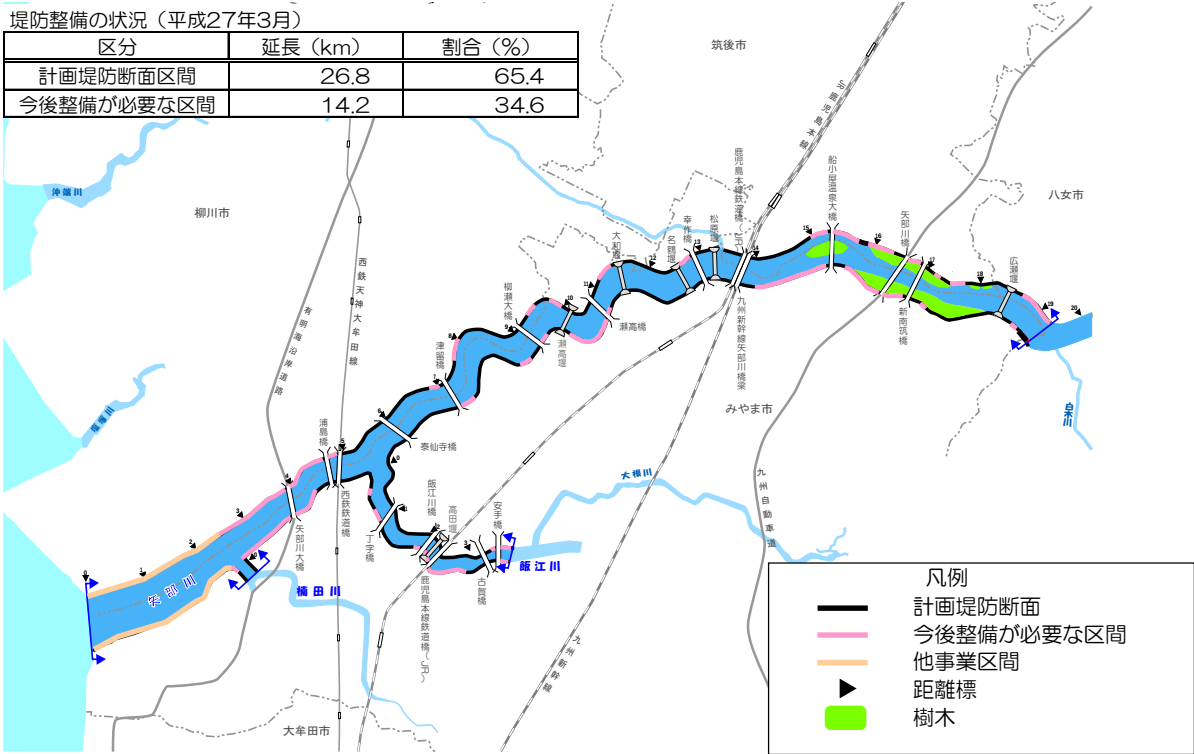


図 2.1.1 堤防整備状況図

2. 矢部川の現状と課題

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

2.1.2 堤防の安全性

矢部川の堤防は、過去の度重なる洪水の経験等によって築造や補修が行われてきた歴史があり、築堤材料や施工方法が異なることから、堤体の強度が必ずしも明確ではありません。

そのような中、平成 24 年 7 月洪水では、計画高水位を超過した状態で、柳川市の六合地区（矢部川右岸 7/300 地点）において、堤防下の基礎基礎盤からのパイピングによる堤防決壊や、その他の地区においても堤防付近における漏水が多数確認されました。この豪雨災害等を踏まえて、全国の 109 水系（国管理区間）で「堤防の緊急点検」が行われ、矢部川では、特に堤防の浸透に対する安全性が不足する箇所について詳細な調査・検討を行い、必要な対策を実施してきています。



写真 2.1.1 矢部川堤防開削調査状況



写真 2.1.2 矢部川堤防基礎地盤調査状況

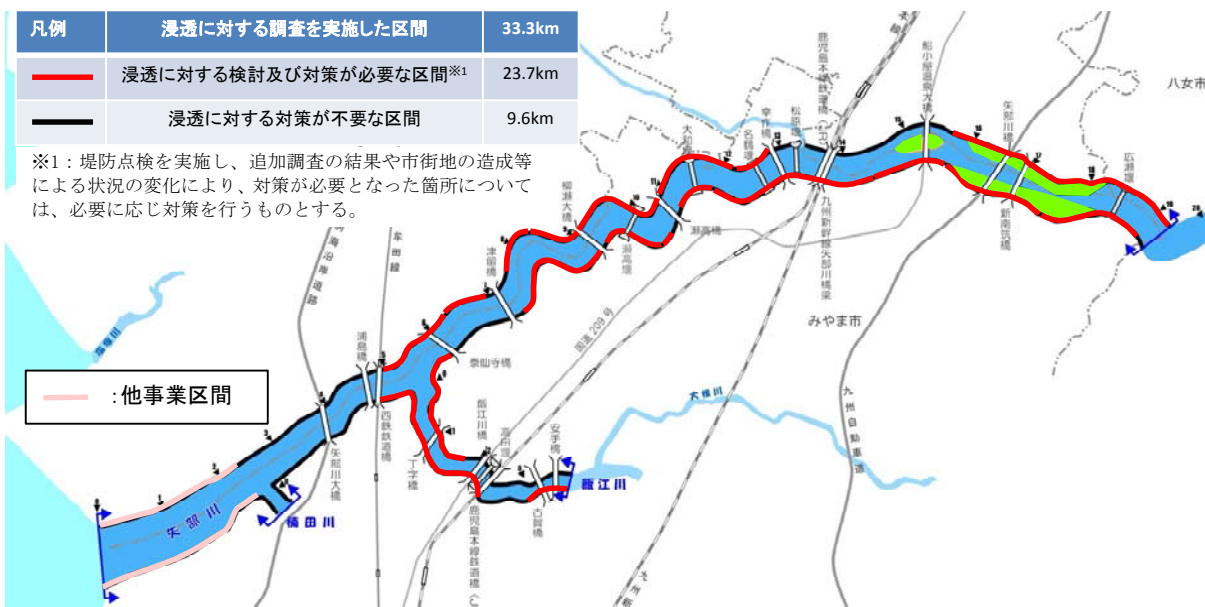


図 2.1.2 浸透に対する対策が必要な区間（国管理区間）

その後の平成 27 年 9 月関東・東北豪雨を契機に、上下流バランスや氾濫被害の規模等を勘案し、改めて優先的に整備が必要な区間を設定し、今後対策を進めていくこととしています。

表 2.1.2 優先的に整備が必要な区間

河川名	要対策延長（各対策の重複を除く）(km)	内訳			
		堤防の浸透に対する安全性		流下能力不足対策 (km)	侵食・洗掘対策 (km)
		浸透対策 (km)	パイピング対策 (km)		
矢部川水系【国管理区間】	2.60	—	2.30	0.90	—

（平成 27 年 12 月現在）

※具体の実施箇所等については、今後の調査検討や、洪水被害の発生状況等によって変わる場合があります。

2. 矢部川の現状と課題

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

2.1.3 高潮対策

矢部川の河口は、国内最大の干満差を有する有明海湾奥部に位置し、河口が南西方向に向いていることから、台風が九州の西側海上を通過すると高潮が発生しやすい特性をもっています。

また、矢部川の河口域は干拓等によって形成された低平地であるため、河口（0/000）から浦島橋付近までの延長約 4.8km の区間で高潮対策の必要があります。

平成 26 年度末時点で、高潮対策必要区間のうち計画の堤防高が未だ確保されていない区間が約 40% となっているほか、柳川市中島地区においては特殊堤の老朽化が進んでいます。また、柳川市中島地区やみやま市高田町江浦地区等では、昭和 60 年 8 月台風 13 号及び平成 11 年 9 月台風 18 号による高潮時に浸水被害を被っており、早急な対策の必要があります。



写真 2.1.3 老朽化した特殊堤（川表）
（柳川市中島地区）



写真 2.1.4 老朽化した特殊堤（川裏）
（柳川市中島地区）



写真 2.1.5 昭和 60 年矢部川高潮状況
（柳川市中島地区）



写真 2.1.6 平成 11 年楠田川高潮越波後状況
（みやま市高田町江浦地区）

2. 矢部川の現状と課題

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

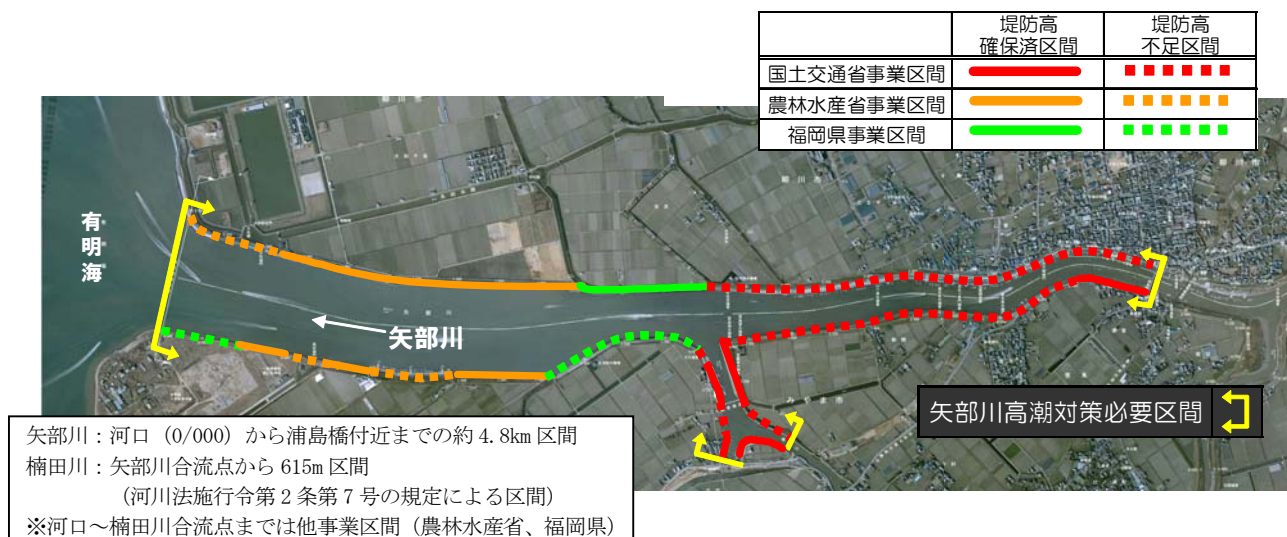


図 2.1.3 矢部川高潮対策必要区間（平成 26 年度末時点）

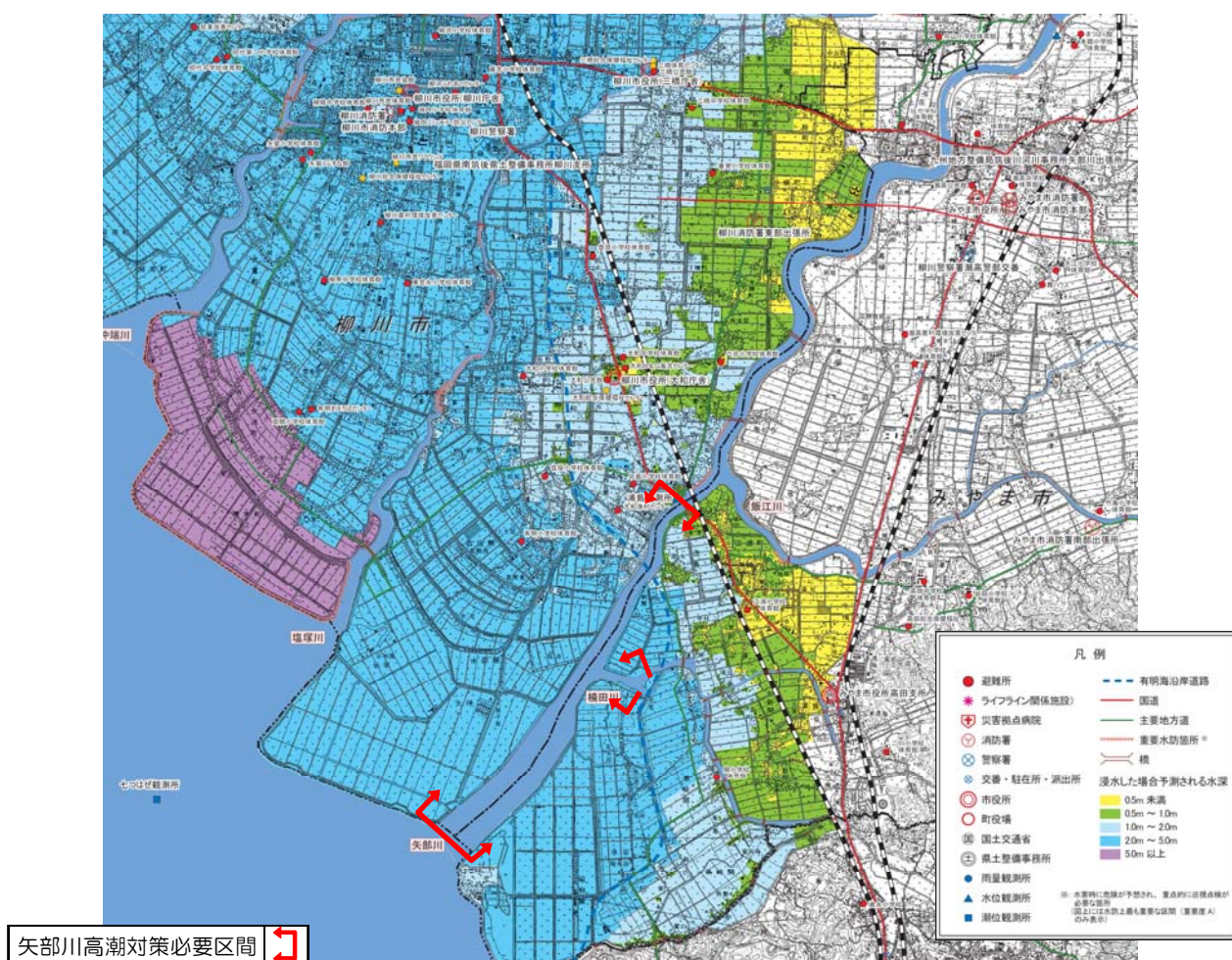


図 2.1.4 有明海岸において想定される最大規模の高潮が発生した場合の浸水想定エリア
（有明海沿岸高潮浸水想定区域図 一部抜粋）

2. 矢部川の現状と課題

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

2.1.4 内水対策

矢部川下流部は低平地となっているため、内水被害が発生しやすく、平成2年7月洪水、平成19年7月洪水等において家屋浸水が発生しており、平成5年度には^{あやひろ}文広排水機場、平成20年度には^{かわち}川内排水機場を整備しました。

引き続き、内水被害の防止や被害軽減に努めていく必要があります。

注) 現在の河道整備水準を上回る洪水時での排水ポンプ施設稼働の際は、継続的に排水作業を行うと河川水位が上昇し、堤防の決壊や河川水があふれるおそれがあることから、排水作業の運転調整について今後関係機関等と協議していきます。



写真 2.1.7 平成 19 年 7 月洪水
(みやま市瀬高町 内水被害状況)



写真 2.1.8 排水ポンプ車 (福岡県柳川市)

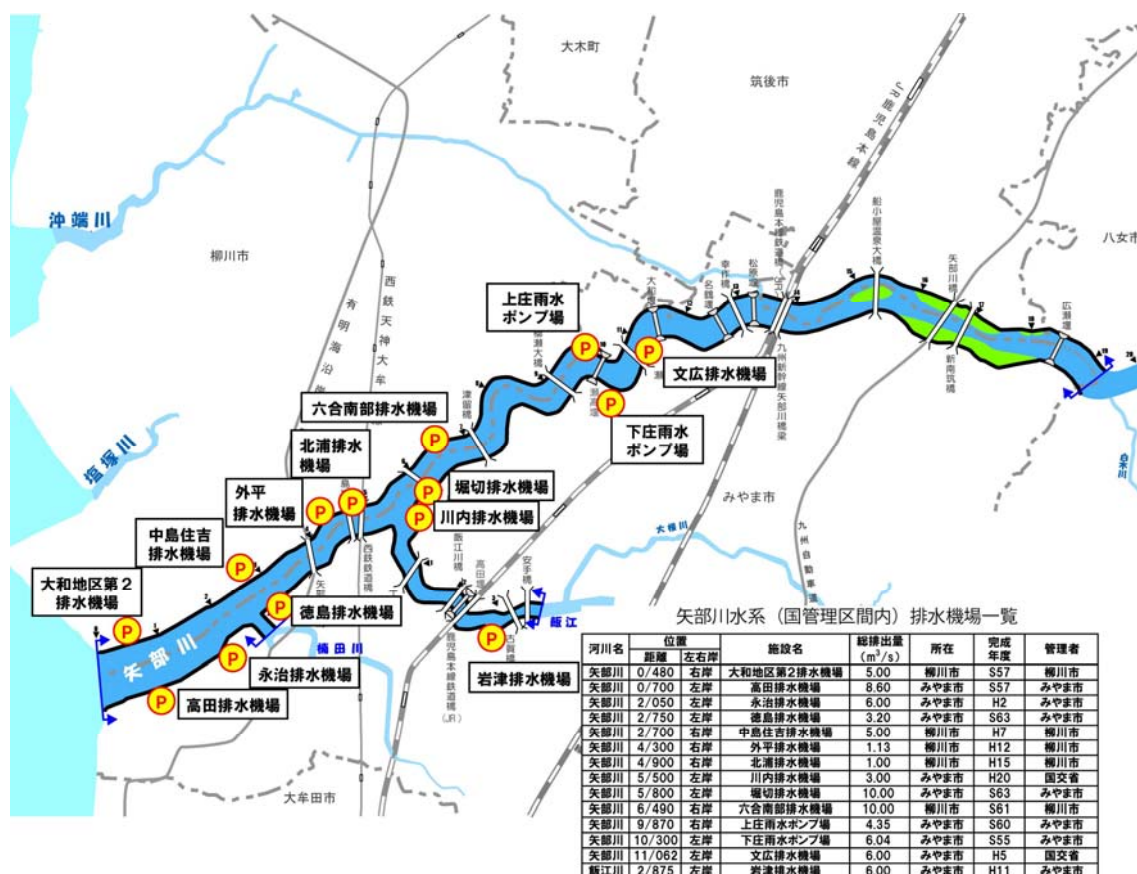


図 2.1.5 矢部川水系 (国管理区間内) 排水機場位置図

2.1.5 地震・津波対策

矢部川では津波による大きな浸水被害等は発生していませんが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害を契機に、津波についても、洪水、高潮と並んで計画的に防御対策を検討すべき対象として河川法（平成 25 年 6 月一部改正）に位置づけられました。

河川津波対策については、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」に対しては、施設対応を超過する事象として住民等の生命を守ることを最優先として、津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指すこととされています。また、最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす「施設計画上の津波」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波災害を防御することとしています。

矢部川においても、津波による浸水被害の防止又は軽減を図るため、堤防・水門等の河川管理施設の地震・津波対策を講じるとともに、「津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年 12 月 27 日施行)」の枠組み等に基づき、関係機関等と連携・協力し、津波防災地域づくり等の取組を支援していく必要があります。

2.1.6 施設の能力を上回る洪水等への対応

平成 24 年 7 月洪水では矢部川本川や沖端川において 3 箇所の堤防が決壊し広範囲にわたって、大規模な浸水被害が発生しました。また、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では鬼怒川の堤防の決壊により家屋が倒壊・流失し、また多数の孤立者が発生しました。

今後も施設の能力を上回る洪水による水害が起こりうることから、行政・住民・企業等の各主体が水害リスクに関する知識と心構えを共有し、氾濫した場合でも被害の軽減を図るための避難や水防等の事前の計画・体制、施設による対応が備えられた社会を構築していく必要があります。

河川整備については、上下流バランスの確保等を図る必要があることや財政等の制約もあることから、氾濫の危険性が高い区間であっても早急に解消することが困難な場合があります。

これらのことから、従来からの洪水を安全に流すためのハード対策に加え、ソフト対策を活かし、人的被害や社会経済被害を軽減するための施設による対応（以下、「危機管理型ハード対策」という。）を導入し、地域におけるソフト対策と一体となって実施する必要があります。

2. 矢部川の現状と課題

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

2.1.7 気候変動への適応

近年、我が国においては、時間雨量 50mm を超える短時間強雨や総雨量が数百ミリから千ミリを超えるような大雨が発生する頻度が増加し、全国各地で毎年のように甚大な水害が発生しています。さらに、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、今後さらなる大雨や短時間強雨の発生頻度、大雨による降水量等が増大することが予測されています。これにより、施設の能力を上回る洪水が頻発するとともに、発生頻度は比較的低いが施設の能力を大幅に上回る極めて大規模な洪水が発生する懸念が高まっています。

このため、気候変動による外力の増大と、それに伴う洪水の激甚化や発生頻度の増加、局地的かつ短時間の大雨による水害、さらには極めて大きな外力による大規模な水害等、様々な事象を想定し、対策を進めていくことが必要となっています。

2. 矢部川の現状と課題

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

2.1.8 河道の維持管理

(1) 河道管理

矢部川下流部は、有明海の干満により微粒子の土砂（以下、「ガタ土」という。）が堆積しやすく、水門・樋門等の周辺に堆積した場合には、洪水時のゲート開閉及び排水機能に支障をきたすおそれがあります。また、ガタ土の堆積が進むと、河川の流下能力が不足し、治水上の支障が生じるおそれがあります。

また、洪水時には、上流域で生産された土砂が洪水とともに流送されてくるほか、河道内の河床も同時に変動する可能性があります。土砂堆積により河床が上昇すると流下能力が不足し、一方、洗掘により河床が低下すると、堤防や護岸等河川構造物が不安定となり崩壊する可能性があります。さらに、河床高の上昇は、砂州を極端に発達させ、植生や河道内樹木の過剰な繁茂による、洪水流下の阻害を招くおそれもあります。

矢部川下流部の河床高は、昭和 45 年から平成 8 年まで砂利採取による河床低下がみられましたが、平成 10 年以降は砂利採取の中止等もあり、河床が上昇傾向となっている箇所もあります。河口部については大きな変化はみられず、河口閉塞は生じていません。

中流部では、瀬高堰（平成 2 年）及び松原堰（平成 10 年）の改築により河床の変動が見られましたが、近年では概ね安定しています。しかし、水衝部における局所洗掘や土砂堆積が生じている区間もあり、引き続きモニタリングしていく必要があります。

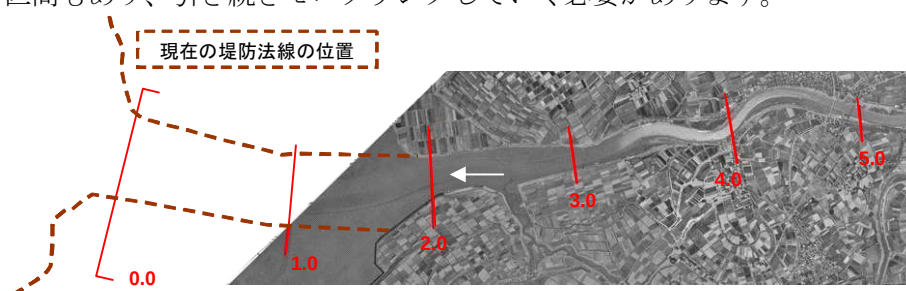


写真 2.1.9 河口部航空写真（昭和 27 年）



写真 2.1.10 河口部航空写真（平成 19 年）

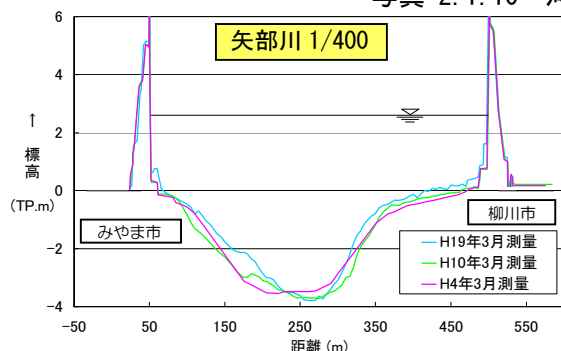


図 2.1.6 横断面重ね合わせ図
(矢部川河口より 1/400 地点)

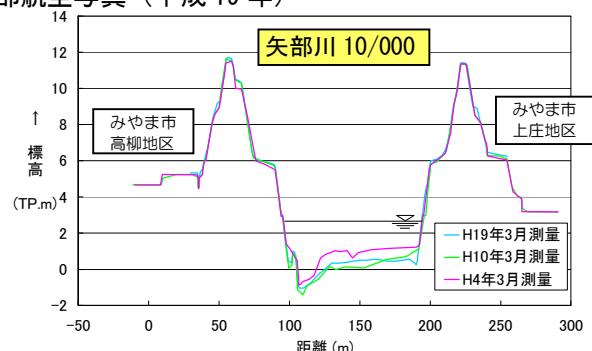


図 2.1.7 横断面重ね合わせ図
(矢部川河口より 10/000 地点)

2. 矢部川の現状と課題

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(2) 樹木管理

船小屋地区から上流の区間には、藩政時代に植樹されたクスノキや竹林等により連続した樹林帯が形成され、多様な動植物が生息・生育・繁殖する環境を有しています。

その一方で竹林等の繁茂により、洪水を安全に流下させることが困難となっており、樹木管理を適切に行っていく必要があります。



写真 2.1.11 河道内に繁茂する樹木群（矢部川橋付近）

2.1.9 河川管理施設の維持管理

(1) 堤防及び護岸

堤防や護岸は、経年的な老朽化や不同沈下、降雨・浸透・洪水・地震等の自然現象、車両乗り入れ等の人為的影響を受けることにより、変形やクラック等が発生し、放置すると洪水時の変状拡大や大規模な損傷に繋がります。また、水の浸透等によって、クラックや堤体土質のゆるみの進行に繋がり、堤防の弱体化をまねくおそれがあります。

矢部川では、堤防の変状や漏水とともに護岸の老朽化が確認されており、適切な維持管理を行う必要があります。



写真 2.1.12 老朽化した堤防護岸



写真 2.1.13 堤防天端の不陸による水溜まり

2. 矢部川の現状と課題

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(2) 水閘門等（堰、樋門・樋管、水門、排水機場、陸閘）

矢部川には、堰、樋門・樋管、排水機場等 57 の施設があります。これらの施設は、昭和 40 年（1965 年）～昭和 60 年（1985 年）代に築造されたものが多く、今後、老朽化による機能低下が顕在化し、施設更新時期が集中することが想定されます。

また、樋門・樋管や排水機場等の施設操作については、操作員の高齢化、局所的な集中豪雨の頻発による操作頻度の増加等が懸念され、操作に対する負担が増大していることから、迅速かつ的確な操作体制を確保する必要があります。

表 2.1.3 河川管理施設数

樋門樋管	水門	排水機場	堰	陸閘門
33	1	2	4	17

表 2.1.4 河川管理施設の年代別設置数

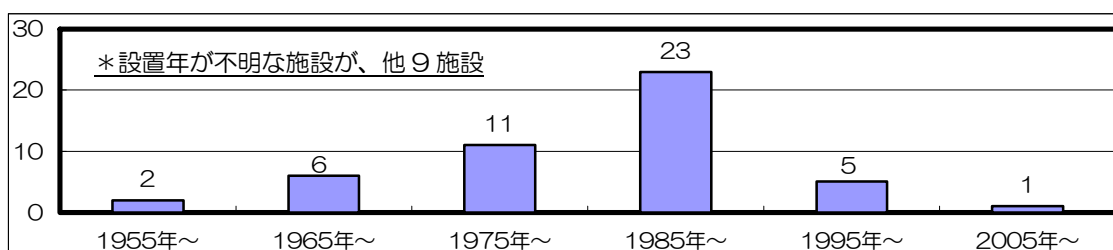


写真 2.1.14 瀬高堰（みやま市）
【矢部川 10/200 付近】



写真 2.1.15 陸閘（柳川市）
【矢部川右岸 4/400 付近】

2. 矢部川の現状と課題

2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

2.2.1 水利用

矢部川の水利用は、上流から下流に至るまで農業用水として約 13,000ha の耕地でかんがい利用されています。さらに水力発電用水として矢部川の本屋発電所、新矢部川発電所、大淵発電所、支川星野川の洗玉発電所の計 4 箇所の発電所で利用され、最大取水量は約 21m³/s、最大出力約 15,000kW となっています。一方、都市用水や工業用水の利用はわずかであり、水利用のほとんどを農業用水と水力発電用水が占めています。

農業用水については、矢部川の地形的特性を活かして古くから広大な筑後平野の農地に利用されており、取水された農業用水は藩政時代に築造された「廻水路」を経て、筑後川支川の花宗川（花宗堰を水源）や矢部川派川の沖端川等を経由して網の目のように発達する「クリーク」に補水され、水田への取水・還元が繰り返される等、独自の複雑で高度な水利用が行われてきました。また、平成 8 年には筑後川の筑後大堰湛水域から筑後川下流用水事業による導水が開始され、矢部川下流域の農業用水不足に対処していますが、田植えが集中する 6 月中下旬には農業用水の取水等により一時的に河川流量が低減する等、水利用への影響が懸念されています。

一方、流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、その時々々の流況や各地域の水利用に応じ、複雑な取水量の調整がなされており、同一期間内でも各水利用者の実績取水量は大きく変動することから、適正な水利流量の把握が困難な状況です。そのため、今後複雑な水利用特性の実態把握を行っていく必要があります。

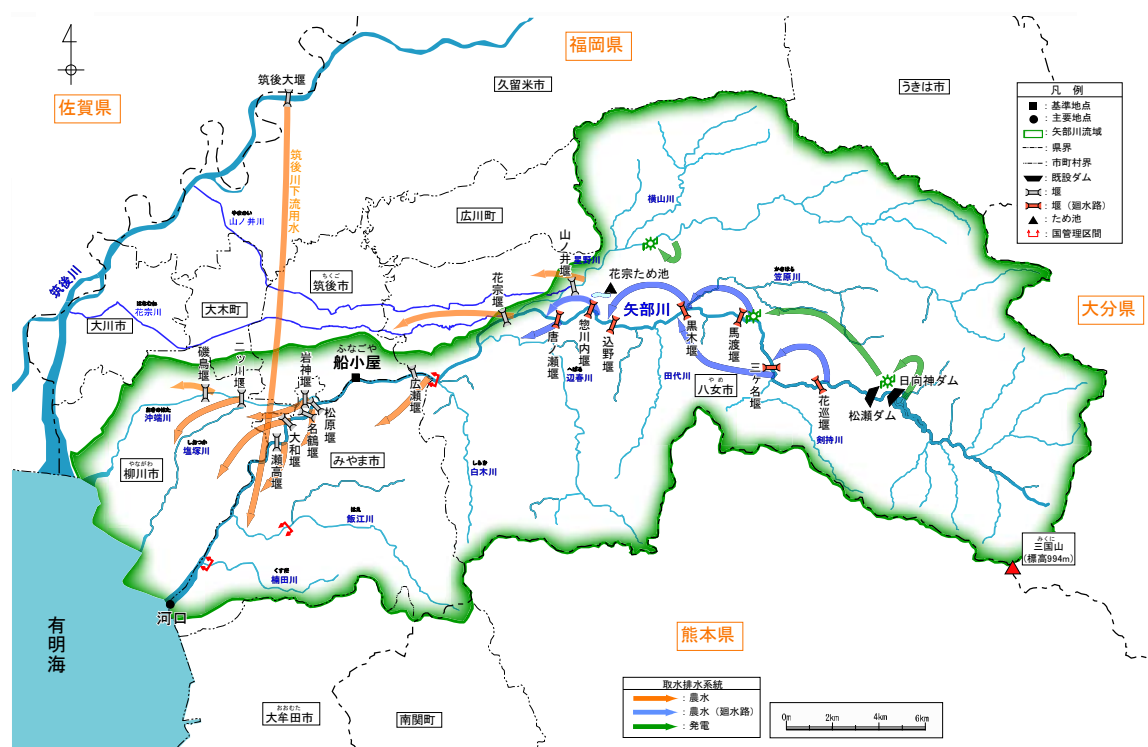


図 2.2.1 矢部川水系取水排水系統と主な利水施設

2. 矢部川の現状と課題

2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

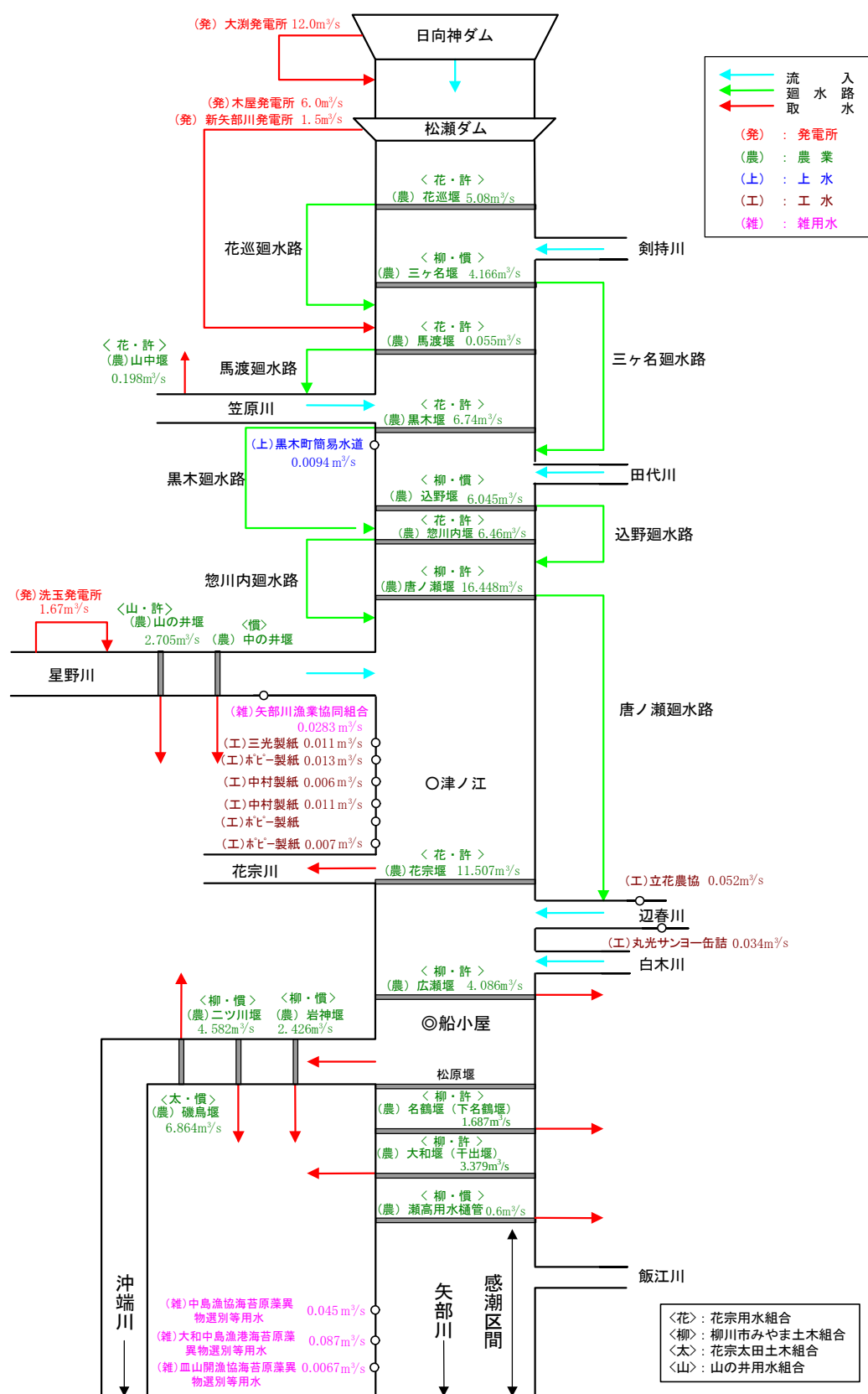


図 2.2.2 矢部川水系の主な水利用の現況模式図

※慣行水利権は河川管理者への届出書から引用しています。

※干出堰、下名鶴堰は水利権における名称です。本計画では、干出堰を大和堰、下名鶴堰を名鶴堰と表記しています。

2. 矢部川の現状と課題

2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

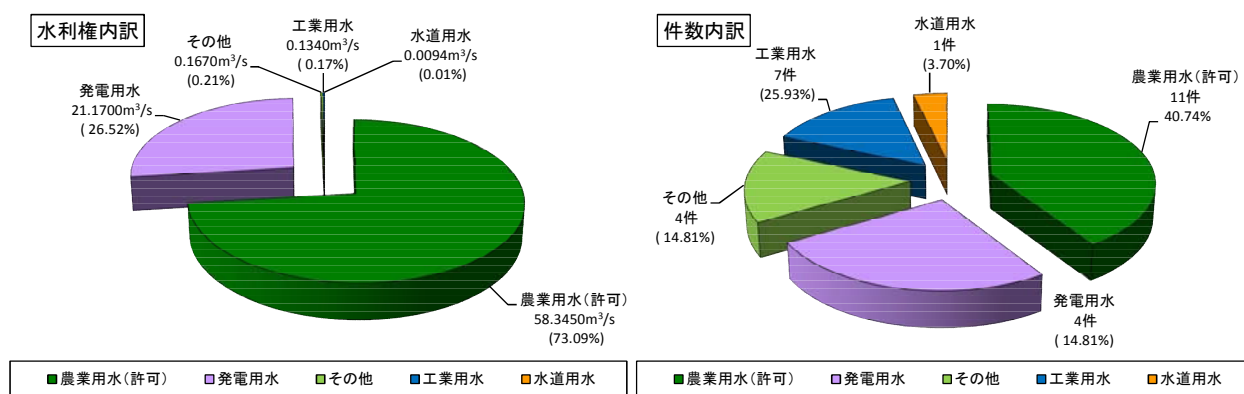


図 2.2.3 矢部川水系における水利権

表 2.2.1 矢部川水系における水利権一覧表

水利使用目的	件数	水利権量計 (m³/s)	かんがい面積 (ha)	備 考
農業用水(許可)	11	58.3450	8,713.79	
工業用水	7	0.1340	—	
発電用水	4	21.1700	—	発電最大出力 約 15,340kW
水道用水	1	0.0094	—	
その他	4	0.1670	—	
合 計	27	79.8254	—	

※河川管理者への届出が行われている慣行水利権は 34 件です。

2. 矢部川の現状と課題

2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

2.2.2 渇水時等の対応

船小屋地点の河川流況は近年大きな変化はなく、昭和 53 年から平成 26 年までの 10 年に 1 回程度規模の渇水流量は約 $1.10\text{m}^3/\text{s}$ となっています。戦後最大の平成 6 年渇水では、水利用調整やクリークの高度利用により、被害軽減が図られましたが、翌年には稚アユの遡上量に減少が見られ、稚アユ放流の増量が行われる等の対策がとられており、必ずしも河川環境上望ましい流量が確保できていたとは言えません。さらに、近年は地球温暖化に伴う気候変動等の影響により、無降水日数の増加等による渇水の増加が予想されています。これらを踏まえ、平成 13 年度からは日向神ダムの洪水調節容量の一部を活用した弾力的管理試験を実施しており、引き続き河川流量の確保に努めていく必要があります。

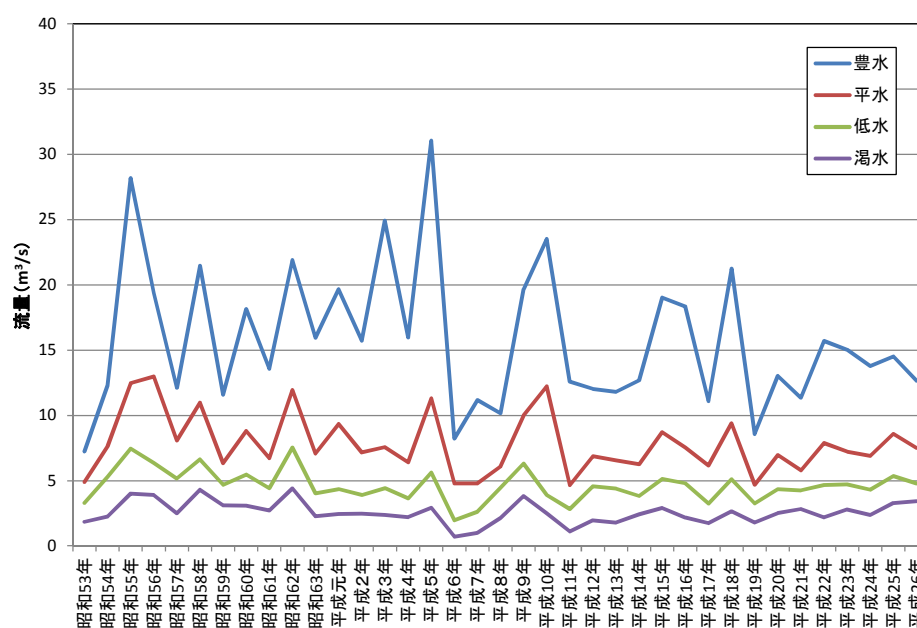


図 2.2.4 矢部川水系の流況

※豊水：365 日のうち 95 日を下回らない程度の流量
 平水：365 日のうち 185 日を下回らない程度の流量
 低水：365 日のうち 275 日を下回らない程度の流量
 渇水：365 日のうち 355 日を下回らない程度の流量

(平成 6 年の渇水状況)

北部九州地域の平成 6 年の梅雨明けは平年より約 18 日早い 7 月 1 日であり、黒木雨量観測所における期間中の降雨量は 206mm と少ないものでした。7 月以降 9 月までも晴天猛暑が続き、3 ヶ月の総降雨量は 214mm と平年値の約 25% と少なく、大渇水となったものです。

渇水の対応として、渇水調整協議会を開催し、日向神ダムからの放流等の対策を行いました。



2. 矢部川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

2.3.1 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出

(1) 上流部（源流から花宗堰までの区間＜県管理区間＞）

源流から花宗堰までの上流部は、スギ・ヒノキ等植林が分布する急峻な山地となっており、川は山間部を縫うように流下しています。河床は礫・大礫で形成され、河畔林と、瀬・淵が連続する美しい溪流環境を呈し、水際にはツルヨシが繁茂し、水域には、カジカやサワガニ等が生息します。

上流域では、タカハヤ、オイカワ、ウグイ、ヨシノボリ類等の多様な魚類が見られます。鳥類では水域にカワセミ、コガモ、マガモ、砂礫地にセグロセキレイ、水際の植物にホオジロ、カワラヒワが見られます。



写真 2.3.1 上流部の状況（矢部川 37/000 付近）
（八女市黒木町）



写真 2.3.2 ウグイ（コイ目コイ科）

2. 矢部川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(2) 中流部（花宗堰～瀬高堰までの区間）

1) 花宗堰～船小屋地区付近までの区間

花宗堰から船小屋地区付近までの区間は、急峻な上流部を抜け、花宗堰から扇状地が広がり、緩やかに蛇行しながら流下し、河床は主に礫・砂で河原が形成されています。

河道は変化に富むとともに瀬・淵が連続し、淵には河畔林からの落下昆虫や小魚等を餌とするカワムツ等が生息し、瀬はアユ等の貴重な産卵場となっており、チスジノリが生育しています。瀬・淵は平成元年以降に減少しましたが、近年回復傾向が見られます。今後もアユをはじめとした多様な生物の良好な生息・生育・繁殖の場となっている瀬・淵を保全していく必要があります。

河岸にはクスノキ等の河畔林が縦断的に分布し水面を覆っており、ヨシやツルヨシ群落が分布する水際にはオヤニラミ等の魚類が生息しています。クスノキ等の河畔林にはニッケイやアズマガヤが生育し、河川と水田、クリーク網との連続性も見られ、カワニナやゲンジボタル、タナゴ類、メダカ、トノサマガエル等が生息・繁殖しています。

南筑橋～船小屋地区はゲンジボタルの発生地（昭和 16 年指定）として、さらに樹齢 300 年を超える船小屋地区の中ノ島公園のクスノキ林（昭和 49 年指定）がそれぞれ国指定の天然記念物に指定されており、多様な河川環境を保全していく必要があります。



写真 2.3.3 中流部の河道状況



写真 2.3.4 中ノ島公園のクスノキ林

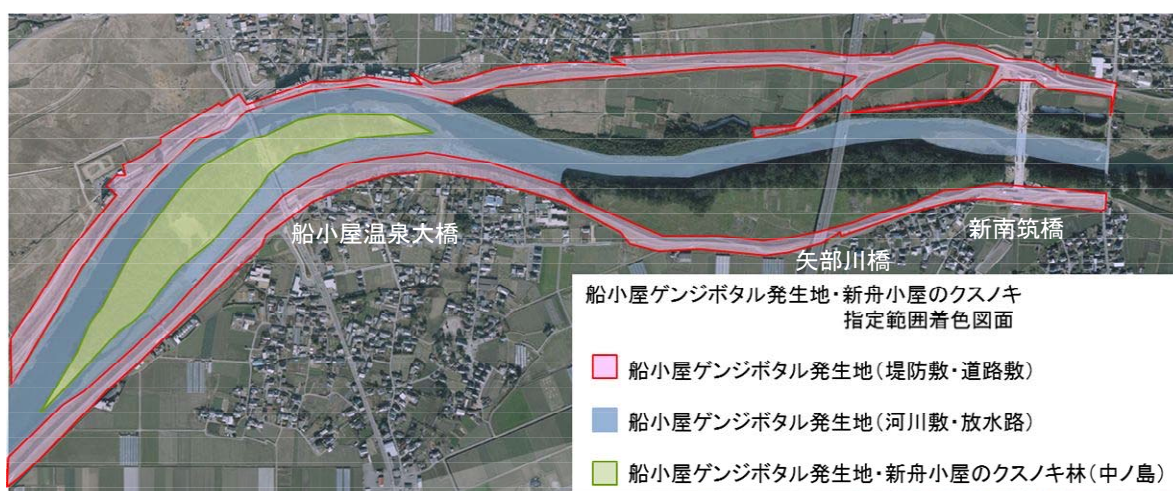


写真 2.3.5 船小屋におけるゲンジボタルの発生地

2. 矢部川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

2) 船小屋地区付近～瀬高堰までの区間

船小屋地区付近から瀬高堰までの区間は、扇状地及び干拓により広がる田園地帯や点在する市街地を緩やかに貫流しており、河床は主に礫・砂で形成されています。

当該区間は、オギ群落、ウキヤガラ・マコモ群集等については、環境省特定植物群落「矢部川の河辺草本群落」に選定されており、矢部川を代表する貴重な自然植生がみられます。また、松原堰、大和堰、名鶴堰及び瀬高堰により、区間のほとんどが湛水区間となっており、湛水区間や水際植生帯の緩やかな流れは、ヤリタナゴ等のタナゴ類、メダカ、オヤニラミ等の魚類の生息場となっています。

水際部や砂礫河原は、サギ類やシギ・チドリ類等の鳥類の採餌場となっているほか、水際のツルヨシ群集はオオヨシキリ、ツリスガラの生息地として利用されています。

特に 14/000 付近の船小屋地区に存在するワンドには、緩やかな流れを好むタナゴ類やオヤニラミをはじめメダカ、サギ類が確認されている等、良好な河川環境及び河川景観が形成されていることから、湛水域に生息する動植物の生息・生育環境の保全が重要です。

一方、ワンドには近年特定外来生物であるブラジルチドメグサの繁茂が確認されており、河川管理施設の操作に支障がある等河川管理上問題があることから、繁殖の抑制が課題となっています。



写真 2.3.6 湛水区間の河道状況



写真 2.3.7 船小屋地区のワンド



写真 2.3.8 ワンドに生息するサギ類



写真 2.3.9 ブラジルチドメグサの撤去作業

2. 矢部川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(3) 下流部（瀬高堰～河口までの区間）：感潮区間

下流部は、感潮区間（約 10km）となっており、有明海特有の汽水環境を有するとともに、干拓により広がった田園地帯を緩やかに蛇行し、河口付近では干潟を形成しています。

有明海流入河川特有のエツ、アリアケシラウオ、アリアケヒメシラウオ、ヤマノカミ等の貴重な魚類が確認されています。また、干潟にはムツゴロウ、ワラスボ、ハゼクチ、ヤベガワモチ、ウミマイマイ、アリアケカワゴカイ、ヒメモクズガニ、干潟やヨシ原にはアズキカワザンショウガイやハラグクレチゴガニ等の有明海の干潟特有の生物が生息し、それらを捕食するサギ類、シギ・チドリ類等の採餌場となっています。また、水際のヨシ群落、オギ群落、アイアシ群集、ウキヤガラマコモ群集等については、環境省特定植物群落「矢部川の河辺草本群落」に選定されており、矢部川を代表する貴重な自然植生が見られます。さらに、水際にはハマサジやヒロハマツナ、フクド、シオクグ、ウシオツメクサ、ウラギク等の貴重な塩生植物も見られます。今後も塩生植物群落の生育場である水際や、有明海特有の魚類や底生動物の生息場である干潟を保全していく必要があります。なお、オオヨシキリの生息・繁殖場、チュウヒやツリスガラ、アズキカワザンショウガイ、ハラグクレチゴガニの生息場となっているヨシ原については、近年減少傾向が見られることから、保全・再生していく必要があります。



写真 2.3.10 下流部の状況
(飯江川合流点付近)



写真 2.3.11 干潟とヨシ原

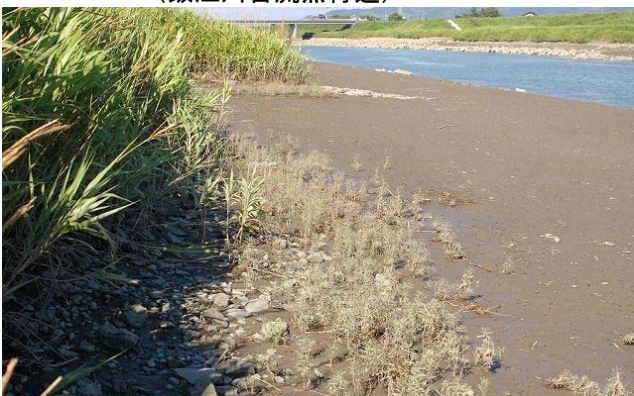


写真 2.3.12 塩生植物の状況



写真 2.3.13 エツ

2. 矢部川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(4) 河川の連続性

国管理区間における矢部川本川の堰は、魚道により河川の連続性は確保されていますが、支川の堰や樋管の一部では、河川を遡上・降下する魚類等が河川と水路を自由に移動できない可能性があります。今後も必要に応じて、魚道の改良及び新設を含め河川の連続性を確保していく必要があります。

(5) 外来種の増加

外来種は在来種を減少させたり、絶滅の可能性を高める等の問題を引き起こすおそれがあります。矢部川においても、オオクチバスやブルーギル、ブラジルチドメグサ、オオキンケイギク等の特定外来生物が確認されるとともに、増加が懸念されています。

表 2.3.1 矢部川水系で確認された重要種 (1)

生物	重要種
魚類	ニホンウナギ(環境省：絶滅危惧 IB 類, 福岡県 RDB：絶滅危惧 IB 類) ヒラ(福岡県 RDB：情報不足) エツ(環境省：絶滅危惧 IB 類, 福岡県 RDB：絶滅危惧 II 類) オオキンブナ(福岡県 RDB：情報不足) ヤリタナゴ(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：絶滅危惧 II 類) アブラボテ(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：準絶滅危惧) セボシタビラ(環境省：絶滅危惧 IA 類, 福岡県 RDB：絶滅危惧 IA 類) カネヒラ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) ニッポンバラタナゴ(環境省：絶滅危惧 IA 類, 福岡県 RDB：絶滅危惧 IB 類) カゼトゲタナゴ(環境省：絶滅危惧 IB 類, 福岡県 RDB：絶滅危惧 IB 類) スラムツ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) ウグイ(福岡県 RDB：情報不足) カワヒガイ(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：絶滅危惧 II 類) ゼゼラ(環境省：絶滅危惧 II 類, 福岡県 RDB：準絶滅危惧) ドジョウ(環境省：情報不足, 福岡県 RDB：絶滅危惧 II 類) ヤマトシマドジョウ(環境省：絶滅危惧 II 類, 福岡県 RDB：準絶滅危惧) アリアケギバチ(環境省：絶滅危惧 II 類, 福岡県 RDB：絶滅危惧 IB 類) アユ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) アリアケシラウオ(環境省：絶滅危惧 IA 類, 福岡県 RDB：絶滅危惧 IA 類) アリアケヒメシラウオ(環境省：絶滅危惧 IA 類, 福岡県 RDB：絶滅危惧 IA 類) ミナミメダカ(環境省：絶滅危惧 II 類, 福岡県 RDB：準絶滅危惧) クルマサヨリ(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：絶滅危惧 IA 類) ヤマノカミ(環境省：絶滅危惧 IB 類, 福岡県 RDB：絶滅危惧 IB 類) カジカ(※) オヤニラミ(環境省：絶滅危惧 IB 類, 福岡県 RDB：準絶滅危惧) スズキ(環境省：絶滅のおそれのある地域個体群) カワアナゴ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) タビラクチ(環境省：絶滅危惧 II 類, 福岡県 RDB：絶滅危惧 II 類) ムツゴロウ(環境省：絶滅危惧 IB 類, 福岡県 RDB：準絶滅危惧) トビハゼ(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：絶滅危惧 IB 類) ワラスボ(環境省：絶滅危惧 II 類, 福岡県 RDB：準絶滅危惧) ハゼクチ(環境省：絶滅危惧 II 類, 福岡県 RDB：準絶滅危惧) ショウキハゼ(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：準絶滅危惧) コウライアカシタビラメ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) デンベエシタビラメ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) トラフグ(福岡県 RDB：準絶滅危惧)

※カジカ小卵型の場合は、(環境省：絶滅危惧 IB 類)

カジカ中卵型の場合は、(環境省：絶滅危惧 IB 類, 福岡県 RDB：絶滅)

カジカ大卵型の場合は、(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：準絶滅危惧)

2. 矢部川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

表 2.3.2 矢部川水系で確認された重要種 (2)

生物	重要種	
底生動物	ヒロクチカノコガイ(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) オオタニシ(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) クロヘナタリガイ(環境省：絶滅危惧Ⅰ類, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) シマヘナタリガイ(環境省：絶滅危惧Ⅰ類, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) カワグチツボ(環境省：準絶滅危惧) オオクリイロカワザンショウガイ(環境省：絶滅危惧Ⅰ類, 福岡県 RDB：絶滅危惧ⅠA類) ムシヤドリカワザンショウガイ(環境省：準絶滅危惧) ヤミカワザンショウ(環境省：準絶滅危惧) アズキカワザンショウガイ(環境省：絶滅危惧Ⅱ類, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) ウミゴマツボ(環境省：準絶滅危惧) サキグロタマツメタガイ(環境省：絶滅危惧Ⅰ類, 福岡県 RDB：情報不足) マルテンスマツムシ(環境省：絶滅危惧Ⅰ類, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) ヤベガワモチ(環境省：絶滅危惧Ⅰ類, 福岡県 RDB：絶滅危惧ⅠA類) センベシアワモチ(環境省：絶滅危惧Ⅰ類, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) ナラビオカミミガイ(環境省：絶滅危惧Ⅱ類, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) オカミミガイ(環境省：絶滅危惧Ⅱ類, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) クリイロコミミガイ(環境省：絶滅危惧Ⅱ類, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) キヌカツギハマシイノミガイ(環境省：絶滅危惧Ⅱ類, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) ウミマイマイ(環境省：絶滅危惧Ⅱ類, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) モノアラガイ(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：準絶滅危惧) ヒラマキミズマイマイ(環境省：情報不足, 福岡県 RDB：情報不足) クルマヒラマキガイ(環境省：絶滅危惧Ⅱ類, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) ヒラマキガイモドキ(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：準絶滅危惧) ササゲミミエガイ(環境省：絶滅危惧Ⅰ類, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) ハイガイ(環境省：絶滅危惧Ⅱ類, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) テリザクラガイ(環境省：絶滅危惧Ⅱ類, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) ウネナシトマヤガイ(環境省：準絶滅危惧) ヤマトシジミ(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：準絶滅危惧) マシジミ(環境省：絶滅危惧Ⅱ類, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) ハナグモリガイ(環境省：絶滅危惧Ⅱ類, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) アリアケカワゴカイ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) ウチワゴカイ(福岡県 RDB：情報不足) イトメ(福岡県 RDB：情報不足) フタツトゲテッポウエビ(福岡県 RDB：絶滅危惧ⅠA類) ヒメムツアシガニ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) アリアケガニ(福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) アリアケモドキ(福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) ハラグクレチゴガニ(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：準絶滅危惧) シオマネキ(環境省：絶滅危惧Ⅱ類, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) ハマガニ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) ヒメアシハラガニ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) クシテガニ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) ベンケイガニ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) ヒメモクズガニ(福岡県 RDB：絶滅危惧ⅠA類) ウモレベンケイガニ(福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) アオサナエ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) ホンサナエ(福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) ヒメサナエ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) タバサナエ(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：準絶滅危惧) カワゴケミズメイガ(環境省：準絶滅危惧) ヨコミズドロマシ(環境省：絶滅危惧Ⅱ類, 福岡県 RDB：準絶滅危惧)	51 種

2. 矢部川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

表 2.3.3 矢部川水系で確認された重要種 (3)

生物	重要種	
植物	チスジノリ(環境省：絶滅危惧Ⅱ類, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅰ類) ツマグロカワモズク(環境省：絶滅危惧Ⅰ類) アオカワモズク(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：準絶滅危惧) ヒノキ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) アオヒメタデ(環境省：絶滅危惧Ⅱ類) ネバリタデ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) コギシギン(環境省：絶滅危惧Ⅱ類, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) ウシオツメクサ(福岡県 RDB：絶滅危惧ⅠA類) ヒロハマツナ(環境省：絶滅危惧Ⅱ類, 福岡県 RDB：絶滅危惧ⅠB類) ニッケイ(環境省：準絶滅危惧) ツキヌキオトギリ(環境省：絶滅危惧ⅠB類, 福岡県 RDB：絶滅危惧ⅠB類, 県公園) コイスガラシ(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) ハマボウ(福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) ミズマツバ(環境省：絶滅危惧Ⅱ類, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) カラタチバナ(福岡県 RDB：絶滅危惧ⅠB類) ハマサジ(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) ロクオンソウ(環境省：絶滅危惧Ⅱ類, 福岡県 RDB：絶滅危惧ⅠA類) ミゾコウジュ(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：準絶滅危惧) シソクサ(福岡県 RDB：絶滅危惧ⅠB類) カワデシヤ(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：準絶滅危惧) クソニンジン(福岡県 RDB：絶滅危惧ⅠA類) フクド(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) ウラギク(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：絶滅危惧ⅠB類) オグルマ(福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) アズマガヤ(福岡県 RDB：絶滅危惧ⅠA類) ヤガミスゲ(福岡県 RDB：絶滅危惧ⅠB類) 船小屋のクスノキ林(国指定天然記念物, 特定植物群落) 矢部川の河辺草本群落(特定植物群落)	28 種
鳥類	ササゴイ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) アマサギ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) チュウサギ(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：準絶滅危惧) ツクシガモ(環境省：絶滅危惧Ⅱ類, 福岡県 RDB：準絶滅危惧) オシドリ(環境省：情報不足, 福岡県 RDB：準絶滅危惧) アカハジロ(環境省：情報不足) ミサゴ(環境省：準絶滅危惧) ハイタカ(環境省：準絶滅危惧) ノスリ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) チュウヒ(環境省：絶滅危惧ⅠB類, 福岡県 RDB：絶滅危惧ⅠA類) ハヤブサ(国内希少野生動植物種, 環境省：絶滅危惧Ⅱ類, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) コチョウゲンボウ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) クイナ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) ヒクイナ(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：準絶滅危惧) イカルチドリ(福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) シロチドリ(環境省：絶滅危惧Ⅱ類, 福岡県 RDB：準絶滅危惧) タゲリ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) ハマシギ(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：準絶滅危惧) ダイシャクシギ(福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) セイタカシギ(環境省：絶滅危惧Ⅱ類) ツバメチドリ(環境省：絶滅危惧Ⅱ類, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) ズグロカモメ(環境省：絶滅危惧Ⅱ類, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) コアジサシ(国際希少野生動植物種, 環境省：絶滅危惧Ⅱ類, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) アオバズク(福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) ヤマセミ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) コシアカツバメ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) クロツグミ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) オオヨシキリ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) オオルリ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) コサメビタキ(福岡県 RDB：情報不足) サンコウチョウ(福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) ソリスガラ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) カササギ(国指定天然記念物)	33 種
両生類	トノサマガエル(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：絶滅危惧ⅠB類) ツチガエル(福岡県 RDB：準絶滅危惧)	2 種
爬虫類	ニホンスッポン(環境省：情報不足, 福岡県 RDB：情報不足)	1 種
哺乳類	カヤネズミ(福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) キツネ(福岡県 RDB：準絶滅危惧)	2 種

2. 矢部川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

表 2.3.4 矢部川水系で確認された重要種 (4)

生物	重要種	
陸上 昆虫類等	キシノウエトタテグモ(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：準絶滅危惧) キイロサナエ(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) ヒメサナエ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) タベサナエ(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：準絶滅危惧) ウスバカマキリ(環境省：情報不足) フクロクヨコバイ(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) クロアシブトハナカメムシ(環境省：準絶滅危惧) ハイイロボクトウ(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：絶滅危惧ⅠA類) ヒカゲチョウ(福岡県 RDB：絶滅危惧ⅠB類) シロホソバ(環境省：準絶滅危惧) キンタアツバ(環境省：準絶滅危惧) ギンモンアカトウ(環境省：絶滅危惧Ⅱ類) マイマイカブリ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) スナハラゴミムシ(環境省：絶滅危惧Ⅱ類) スジヒラタガムシ(環境省：準絶滅危惧) シジミガムシ(環境省：絶滅危惧ⅠB類, 福岡県 RDB：情報不足) オオツノハネカクシ(環境省：情報不足) ミツノエンマコガネ(福岡県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類) ベニオビジョウカイモドキ(福岡県 RDB：準絶滅危惧) ヤマトアシナガバチ(環境省：情報不足) スギハラクモバチ(環境省：情報不足) アオスジクモバチ(環境省：情報不足) クロマルハナバチ(環境省：準絶滅危惧, 福岡県 RDB：絶滅危惧ⅠB類) クズハキリバチ(環境省：情報不足, 福岡県 RDB：準絶滅危惧)	24 種

※記載内容は、国管理区間及び県管理区間で確認されたものです。

※重要種：下記の資料の掲載種及び貴重または保護すべき種として指定されている種

- ・文化財保護法、文化財保護条例（国指定天然記念物、都道府県指定天然記念物、市町村指定天然記念物）
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種）
- ・環境省 RL：環境省版レッドリスト 2015（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）

報道発表資料 環境省レッドリスト 2015 の公表について（環境省 平成 27 年 9 月 15 日）

- ・福岡県 RDB：「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2011－植物群落・植物・哺乳類・鳥類－」（福岡県 平成 23 年 11 月）
「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014－爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等－」（福岡県 平成 26 年 8 月）

〈カテゴリー定義（環境省 RL、福岡県 RDB）〉

絶滅：我が国ではすでに絶滅したと考えられる種

野生絶滅：飼育・栽培下でのみ存続している種

絶滅危惧Ⅰ類：絶滅の危機に瀕している種

絶滅危惧ⅠA類：ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種

絶滅危惧ⅠB類：ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種

絶滅危惧Ⅱ類：絶滅の危険が増大している種

準絶滅危惧：現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

情報不足：評価するだけの情報が不足している種

絶滅のおそれのある地域個体群：地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれが高い個体群

〈出典〉

魚介類：平成 7 年度、平成 12 年度、平成 17 年度、平成 22 年度河川水辺の国勢調査、及び平成 6 年度、平成 11 年度、平成 17 年度河川水辺の国勢調査（県管理区間）

底生動物：平成 7 年度、平成 11 年度、平成 16 年度、平成 21 年度河川水辺の国勢調査

植物：平成 9-10 年度、平成 14 年度、平成 18 年度、平成 19 年度、平成 23 年度河川水辺の国勢調査

鳥類：平成 8-9 年度、平成 13 年度、平成 24 年度河川水辺の国勢調査

両生類・爬虫類・哺乳類：平成 6-7 年度、平成 12-13 年度、平成 17 年度河川水辺の国勢調査

陸上昆虫類等：平成 11-12 年度、平成 15-16 年度、平成 20 年度河川水辺の国勢調査

2. 矢部川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

2.3.2 水質の保全

矢部川水系の環境基準^{※1}の水域類型指定^{※2}の状況は、矢部川本川では瀬高堰下流がB類型^{※3}、瀬高堰上流がA類型に、支川飯江川では高田堰下流がC類型、高田堰上流がA類型に指定されています。

矢部川本川の水質は、河川の一般的な水質指標であるBOD(75%値)で見ると、近年は環境基準値を満足しており、良好な状態に保たれています。支川飯江川の水質は古賀橋地点においては、環境基準値を満足していない状況であり、これは夏場、堰湛水区間になることによる植物プランクトンの増殖等が要因と考えられます。そのため、今後も矢部川流域として良好な水質の維持・向上に向けた取組が必要となっています。

一方、事故等による河川への汚濁物質の混入等、突発的に発生する水質事故に対処するため、日常の河川巡視等により汚濁源情報等の迅速な把握に努めるとともに、「筑後川・矢部川・嘉瀬川水質汚濁対策連絡協議会」による情報連絡体制の強化に努める必要があります。

※1 水質汚濁に係る環境基準とは、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として国が設定したものです。

※2 水域類型指定とは、環境基準で定めた類型を水域で指定することです。

※3 河川の類型指定では、A類型：BOD2mg/L以下、B類型：BOD3mg/L以下、C類型：BOD5mg/L以下

表 2.3.5 矢部川水系における環境基準の水域類型指定（河川）

水域の範囲	類型値	達成期間	環境基準点	指定年月日	摘要
矢部川	瀬高堰上流	A	イ	船小屋、上矢部川橋	平成18年3月31日見直し（昭和47年4月20日） 福岡県
	瀬高堰下流	B	イ	浦島橋	
楠田川		B	ハ	三開堰	
飯江川	高田堰上流	A	イ	古賀橋	
	高田堰下流	C	イ	丁字橋	
沖端川	磯島堰上流	A	イ	磯島堰	
	磯島堰下流	C	ハ	三明橋	
塩塚川		B	イ	晴天大橋	
白木川		A	イ	山下橋	
辺春川		A	ハ	中通橋	
星野川		A	イ	星野川橋	
日向神ダム	湖沼A	イ		ダムサイト	

※達成期間の分類イは直ちに達成となっている

※上矢部川橋地点は県管理区間

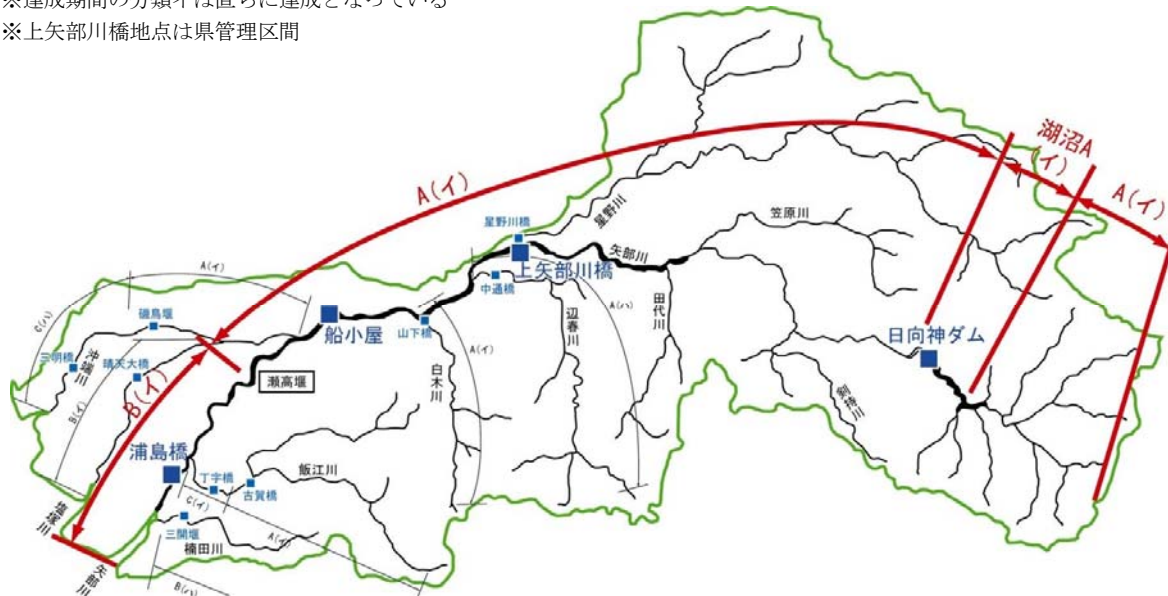
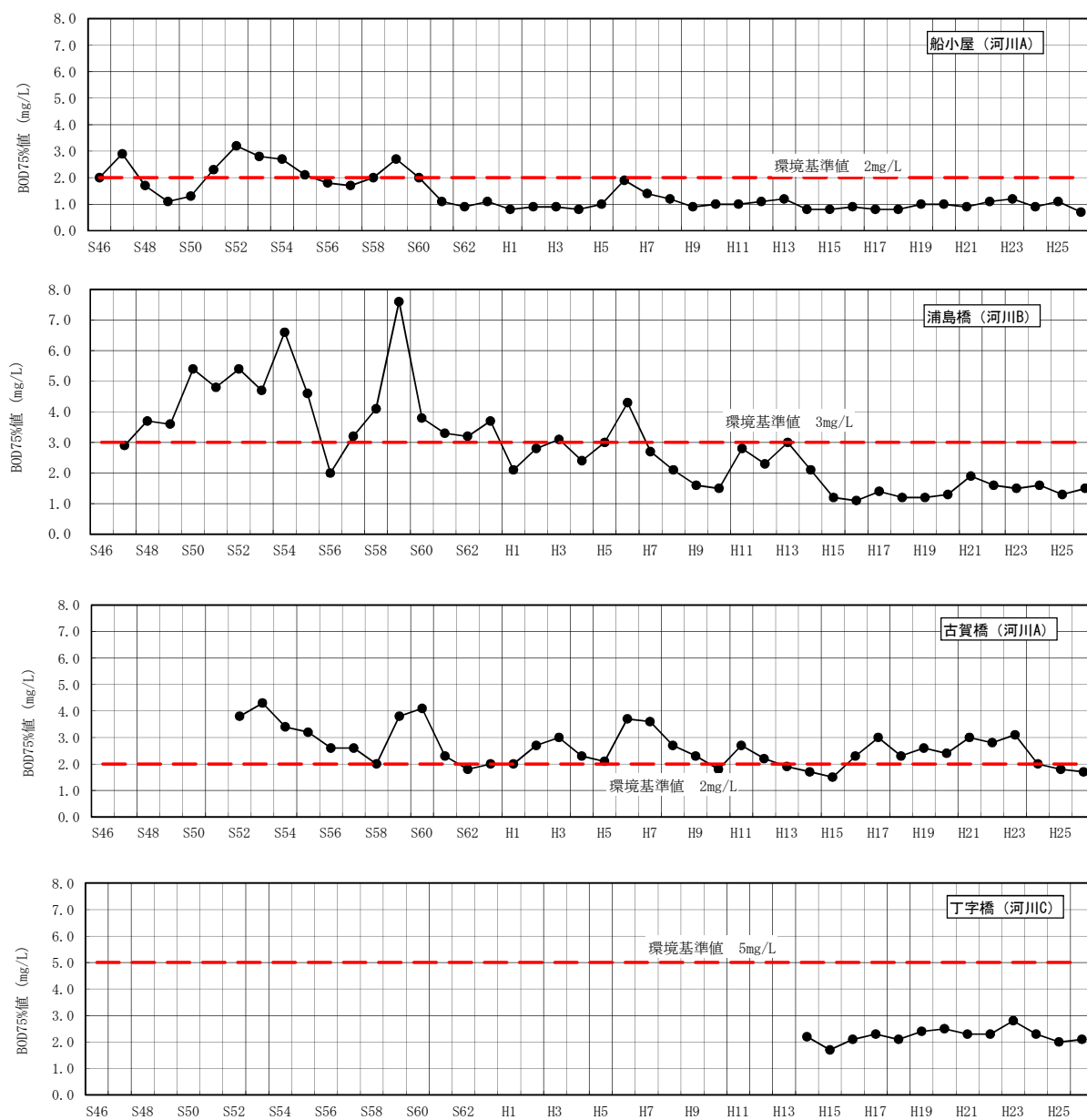


図 2.3.1 矢部川本川における環境基準の水域類型指定（河川）

2. 矢部川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項



※古賀橋は昭和 52 年度、丁字橋は平成 12 年度より測定開始

※BOD75%値は年で整理。

図 2.3.2 矢部川水系における水質の経年変化状況（国管理区間）

2. 矢部川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

2.3.3 良好な景観の維持・形成

矢部川には、自然の営みによって形成された瀬・淵・河畔林等の河川景観に加え、藩政時代より先人達が築き上げてきた治水・利水システム等流域の歴史・文化と関わる河川景観があります。

また、矢部川流域では、広域景観の骨格の一つである矢部川をテーマに、関係地方公共団体、国、NPO等が共同して景観づくりに取り組む上での目標、方針等を定めた「矢部川流域景観テーマ」を平成19年に締結し、さらに「清流文化と変化する地形が織り成す景観の保全と想像」をテーマとした「矢部川流域景観計画」を平成21年に策定しています。さらに、八女市において「八女市景観まちづくり計画」が平成22年に策定、柳川市において「柳川市景観計画」が平成24年に策定される等、矢部川流域での良好な景観の保全と形成の取組が推進されています。

これらのことから、今後も河川景観等との調和や既存景観計画等を踏まえた河川整備を行っていく必要があります。



写真 2.3.14 瀬・淵と河畔林



写真 2.3.15 歴史のある廻水路



写真 2.3.16 桜並木とクスノキ林

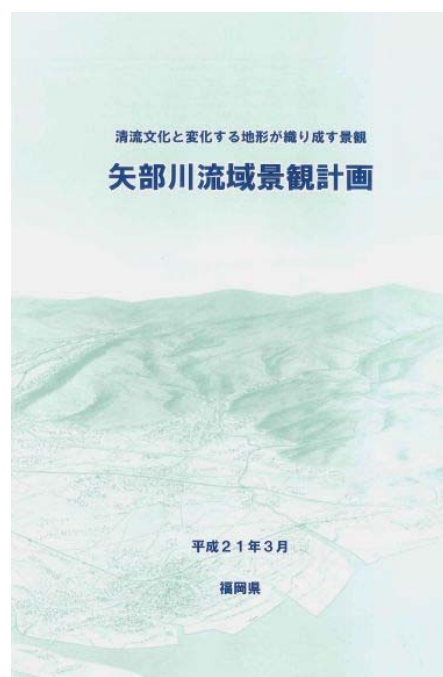


写真 2.3.17 矢部川流域景観計画（福岡県）

2. 矢部川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

2.3.4 人と河川の豊かなふれあいの場の確保

(1) 河川空間の利用

矢部川の河川空間は、多様な自然環境や河川敷のオープンスペースを活用して様々な目的で利用されています。平成 26 年度の河川水辺の国勢調査による河川空間利用者数は年間約 22 万人となっており、堤防、高水敷、水際において散策、釣り、水遊び等、多岐にわたって利用されています。

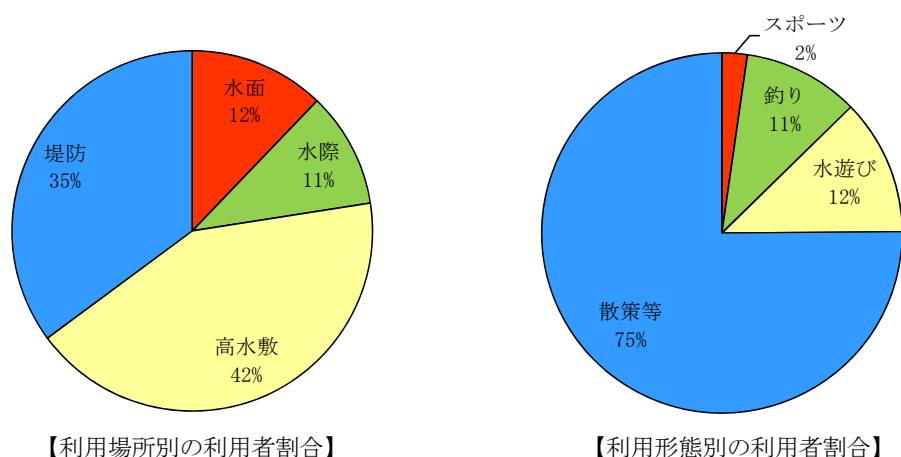


図 2.3.3 河川利用実態調査結果（平成 26 年度時点）

1) 上流部（源流から花宗堰までの区間＜県管理区間＞）

源流から花宗堰までの区間は、矢部川県立自然公園、筑後川県立自然公園に指定されており、キャンプ地が多く、釣りや自然散策等に利用されています。また、神々の伝説を秘めた日向神峡の景勝地や国の天然記念物に指定されている「黒木のフジ」を目当てに多くの観光客が訪れます。

また、点在する取水堰及びその周辺では、子どもたちが川遊びや水遊びをする姿が多く見られます。



写真 2.3.18 日向神峡



写真 2.3.19 唐ノ瀬堰付近での水遊び

2. 矢部川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

2) 中流部（花宗堰～瀬高堰までの区間）

国指定天然記念物であるクスノキ林が生い茂る中ノ島公園や古くからの温泉地である船小屋温泉がある船小屋地区は、多くの市民、観光客が河川を利活用しています。

さらに、船小屋地区では矢部川を挟み、筑後市、みやま市にまたがる福岡県最大規模の広さを誇る福岡県営筑後広域公園が、「豊かさを体感できる公園」をメインテーマとして整備が進められており、一部区域では供用を開始し、豊かで広大な自然に囲まれながら、多くの人々がスポーツ、散策等を楽しんでいます。

また、筑後広域公園内には平成 23 年に開業した九州新幹線の「筑後船小屋駅」が存在することから、広域公園の整備の進捗とともに、今後河川利用の増加が見込まれています。しかし、現状では筑後広域公園と河川内の中ノ島公園を安全に行き来するアクセス路が少ないため、安全・安心を考慮したかわまちづくりが望まれています。



図 2.3.4 船小屋地区の周辺状況



写真 2.3.20 中ノ島公園の利用状況



写真 2.3.21 船小屋地区の利用状況



写真 2.3.22 筑後広域公園の整備状況



写真 2.3.23 船小屋地区の河川状況
(河川敷が狭く、河川敷及び水際へ
安全にアクセスができない)

2. 矢部川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

また、松原堰、大和堰、名鶴堰及び瀬高堰周辺については、ほとんどが湛水区間となっていることから、魚釣りに利用され、市民の憩いの場となっています。さらに、地域からは湛水区間の有効利用としてカヌー等の水面利用のニーズがありますが、現状では既設護岸が急勾配であるため、安全な河川利用ができるように改善していく必要があります。



写真 2.3.24 既設護岸状況

3) 下流部（瀬高堰から河口までの区間）

水郷として有名な柳川市において、旧柳川城の内堀、外堀が今でも水路（掘割）として残っており、市民の憩いの場としてだけでなく、川下りのできる観光地として全国から多くの観光客が訪れています。

また、河口部においては、ノリ養殖漁業の拠点地として発展した漁港が存在しています。漁港は生活の場であるとともに、散策等にも利用されています。



写真 2.3.25 柳川の川下り



写真 2.3.26 柳川市中島漁港

2. 矢部川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(2) 河川空間の美化・管理

矢部川の流域に捨てられたゴミは、洪水等により支川及び排水路等を通じて矢部川に流入することから、下流部では、多量のゴミの処理に多くの労力と費用を要しているとともに、河川利用や漁業の支障になっています。特に、中流部では一般ゴミ等の不法投棄が多く、河川環境の悪化や場合によっては治水上の支障ともなります。

矢部川においては、昭和 61 年から継続して取り組まれている「ノーポイ運動（流域一斉清掃）」や、平成 16 年度からのゴミマップの作成、河川巡視の強化を行うとともに、流域住民による河川美化活動等の取組がなされていますが、不法投棄の件数は、平成 26 年度において 152 件となっており、不法投棄を未然に防止する取組が必要です。

また、下流部では使われなくなった船等が放置されており、洪水時の流下阻害や施設への影響、船舶からの油流出等、河川管理や水質・河川環境への影響が懸念されることから、適正な河川空間の利用に向けた取組が必要です。



写真 2.3.27 堤防上に不法投棄されたゴミ



写真 2.3.28 ノーポイ運動（流域一斉清掃）状況



写真 2.3.29 廃船状況

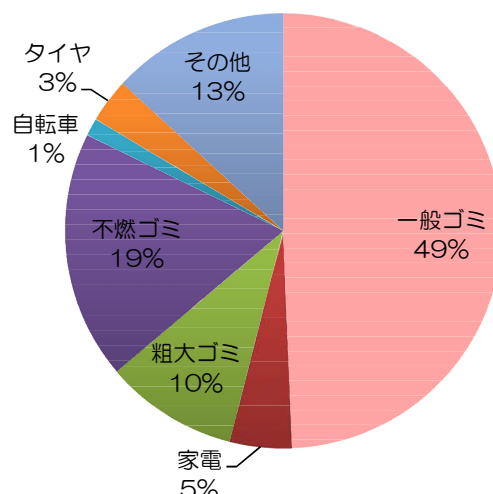


図 2.3.5 矢部川におけるゴミの種類
(平成 26 年度 河川巡視による結果)

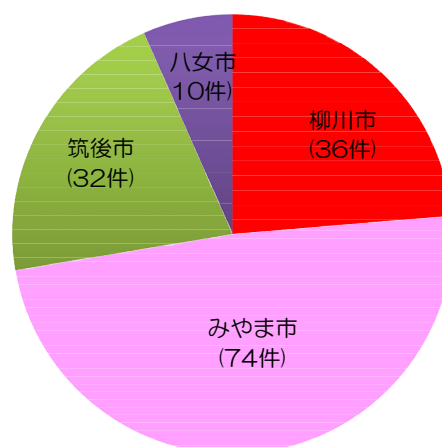


図 2.3.6 矢部川における不法投棄件数
(平成 26 年度 河川巡視による結果)